

出雲農業振興地域整備計画変更計画書

令和3年3月

島根県出雲市

旧自治体名称	旧出雲市	旧平田市	旧佐田町	旧多伎町	旧湖陵町	旧大社町	旧斐川町	
地域指定年度	S 4 5	S 4 4	S 4 7	S 4 8	S 4 4	S 4 6	S 4 4	
計画策定年度	S 4 9	S 4 7	S 4 9	S 4 9	S 4 7	S 4 9	S 4 6	
計画見直し年度	S 5 4	S 6 1	S 6 1	S 6 3		S 6 1	S 5 2	
	H 8	H 8					S 5 6	
							H 4	
							H 6	
							H 1 2	
							H 1 6	
	H 1 9							
	H 2 4							
R 2								
自治体名称	出雲市							

目 次

第 1 農用地利用計画	1
1 土地利用区分の方向	1
(1) 土地利用の方向	1
ア. 土地利用の構想	1
イ. 農用地区域の設定方針	3
(2) 農業上の土地利用の方向	4
ア. 農用地等利用の方針	4
イ. 用途区分の構想	5
ウ. 特別な用途区分の構想	5
2 農用地利用計画	5
第 2 農業生産基盤の整備開発計画	6
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	6
2 農業生産基盤整備開発計画	7
3 森林の整備その他林業振興との関連	8
4 他事業との関連	8
第 3 農用地等の保全計画	8
1 農用地等の保全の方向	8
2 農用地等保全整備計画	9
3 農用地等の保全のための活動	9
4 森林の整備その他林業の振興との関連	9
第 4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	10
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	10
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	10
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	10
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	11
(1) 農業担い手の育成対策	11
(2) 農用地の流動化対策	11
(3) 集落営農組織の育成	11
(4) 生産振興による規模拡大	11
(5) 地力の維持増進対策	12
3 森林の整備その他林業の振興との関連	12

第 5	農業近代化施設の整備計画	13
1	農業近代化施設の整備の方向	13
2	農業近代化施設整備計画	13
3	森林の整備その他林業の振興との関連	13
第 6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	14
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	14
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	14
3	農業を担うべき者のための支援の活動	14
4	森林の整備その他林業の振興との関連	14
第 7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	15
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	15
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	15
3	農業従事者就業促進施設	15
4	森林の整備その他林業の振興との関連	15
第 8	生活環境施設の整備計画	16
1	生活環境施設の整備の目標	16
2	生活環境施設整備計画	16
3	森林の整備その他林業の振興との関連	16
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	16
第 9	付図	別 添
1	土地利用計画図（付図 1 号）	
2	農業生産基盤整備開発計画図（付図 2 号）	
3	農用地等保全整備計画図（付図 3 号）	
4	農業近代化施設整備計画図（付図 4 号）	

別記 1 農用地利用計画

（1）農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

（2）用途区分

別記 2 営農類型

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア. 土地利用の構想

(地域の位置、範囲)

本市は、東経 132° 45′ 北緯 35° 22′ (市庁舎位置) にあって島根県の東部に位置する。北部は国引き神話で知られる島根半島、中央部は出雲平野、南部は中国山地で構成されている。

出雲平野は、中国山地に源を發する斐伊川、神戸川の 2 大河川によりもたらされた土砂により形成された沖積平野であり、斐伊川は平野の中央部から東進して宍道湖に注ぎ、神戸川は西進して日本海に注いでいる。

(自然的条件)

耕地の大部分が斐伊川と神戸川の 2 大河川により形成された沖積地にあり、豊富な水と肥沃な土地に恵まれている。気候は年平均気温が 15° C 前後と比較的穏やかで、日本海側に位置しているものの冬季の積雪量は 20cm 程度である。年平均降水量は 1,500mm 前後であるが、過去幾度となく梅雨期の集中豪雨や台風による被害を受けている。

(土地利用の現況と動向)

島根県東部に位置する本地域は、行政区域 62,436 ha (624.13k m²) のうち 54,050 ha が農業振興地域として指定されている。都市計画区域については、いわゆる非線引き都市計画区域として 31,435ha が指定されており、そのうち 2,521 ha が用途地域として指定されている。

農業振興地域の農用地面積は約 8,617ha が確保されており、現況の内訳は 83%が田、10%が畑、7%が樹園地である。

近年、平野部でも耕作放棄地が見られるようになるとともに、幹線道路などの都市基盤整備が進む市街地周辺部では宅地化が進んでいることから、農用地面積は減少しつつある。

(人口及び産業の将来の見通し)

平成 27 年国勢調査人口は 171,938 人で、この 20 年間ほぼ横ばいで推移している。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば令和 7 年の人口は約 170,061 人とされている。本市においては子育て支援や定住対策の充実、産業の振興と企業誘致による雇用創出、魅力あふれる出雲ブランドの情報発信や古代出雲の歴史・文化資源を生かした観光振興などに取り組み、「縁を結び幸せと活気あふれるまち出雲」を実現することで、令和 7 年は人口 17 万人台を維持することを目標としている。

産業別就業人口は、平成 27 年国勢調査で第 1 次産業 6.5% (うち農業 5.8%)、第 2 次産業 27.2%、第 3 次産業 66.3%となっている。産業の振興と企業誘致による雇用創出、観光振興などに取り組みことで、10 年後の令和 7 年には、第 1 次産業 3.2%、第 2 次産業 21.8%、第 3 次産業 75.0%程度になるものと予想される。

(土地利用の方向)

本地域においては、出雲圏域の中核都市としての経済的発展に伴い、工場で働く外国人等の市外からの流入による人口の増加があり、農用地から住宅用地や店舗用地など他用途への転用が進んだ。

今後においても 17 万都市を維持することを目標とした地域活力から生ずる転用需要があるものと予想されるなか、本地域の土地利用の方向は、各種土地利用計画と整合性を図りながら引き続き無秩序な転用を抑制し、優良農地の確保に努めるものとする。

また、農業生産のために必要な農用地を確保するため、不必要な農用地区域の除外は行わず、耕作放棄地の解消に努める。特に、我が国の新たな食料・農業・農村基本計画の策定に伴う取組みを行うため、集団的な農地及び基盤整備がなされた農地を保全・活用する。

農業用施設用地については、土地利用型農家や集落営農組織の拡大に伴い農機具格納庫を集落で建設する事例が多くなっていることから、これらの施設用地として62ha程度を将来の農業用施設用地とする。

採草放牧地については、担い手への農地の利用集積や耕畜連携による飼料作物の生産等を通じた効率的な農地利用を推進する観点から、水田での飼料作物栽培等を行うが、森林・原野等を開発して採草放牧地を整備する計画は、現在のところない。

単位：ha、%

	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (令和元年)	9,916	18.3	52	0.1	33,876 (68)	62.6 (0.1)	2,323	4.3	294	0.6	7,589	14.1	54,050	100.0
目標 (令和11年)	9,816	18.2	62	0.1	33,877 (68)	62.6 (0.1)	2,373	4.4	324	0.6	7,598	14.1	54,050	100.0
増減(②-①)	△100		10		1		50		30		9		0	

(注1) () 内は混牧林地面積である。

(農用地及び農業用施設用地の現在(令和元年)は、令和元年確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況に関する調査の面積より)

イ. 農用地区域の設定方針

(7) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域の農用地区域の設定にあたっては、基本的には平成17年及び平成23年の合併以前の旧自治体別計画において農用地として設定されていた区域を継承している。

次表①に掲げる区域は、開発計画の予定区域であることから除外する。また、次表②に掲げる区域は、中山間地域等直接支払制度による農地保全を行うために、農用地に編入する。

表① 除外する農用地

地域、地区の具体的な名称	面積 (ha)			備考
	農用地	森林その他	計	
斐川・直江	3.3	0	3.3	
計	3.3	0	3.3	

表② 編入する農用地

地域、地区の具体的な名称	面積 (ha)			備考
	農用地	農業用施設用地	計	
湖陵町・畑村	0.43	0.02	0.45	
計	0.43	0.02	0.45	

農用地区域面積は8,617 haであり、内訳はa～cに区分するとおりである。

- a 集団的に存在する農用地（10ha以上の集団的な農用地）
4,284 ha
- b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地
8,452 ha （aの農用地を含む）
- c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地
165 ha

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定するとして現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要がある土地改良施設用地について確保する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした農用

地に介在し、又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要がある農業用施設用地については確保する。

(イ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

本地域内の森林・原野等については、今日までに樹園地並びに採草放牧地として農地開発された土地も多いが、最近の農地の用途変更における特徴は森林・原野等の開発よりも平坦地の水田を畑や樹園地に変更する傾向にあり、新たな森林・原野等の農用地の利用は見込んでいない。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア. 農用地等利用の方針

優良農地の確保とその効率的な利用の促進を基本的理念とする。

本地域は旧市町の7区域に区割りされ、自然的条件から平坦地と中山間地に大別される。また、土地利用から水田地帯、ぶどう・柿等の果樹栽培地帯、甘藷等の畑作地帯に分類される。

土地基盤整備の実施状況からみると、(ア)大規模営農が可能な約1ha～2haより大きい区画の基盤整備が行われた優良農地、(イ)昭和40年代までに基盤整備が行われたものの再整備が未実施の約10a区画の水田地帯、(ウ)集落内に介在する未整備の農地が多い地帯、(エ)作業効率性の劣る棚田状地帯の水田、(オ)公共投資が行われた樹園地等の畑地帯、(カ)要活用農地などに分類される。

面的な優良農地の確保の観点から、(ア)については、担い手農家に最優先で農地を確保し、需要に即した米づくりと、高収益作物の導入をすすめるものとする。

平坦地に位置する(イ)の水田地帯については、農業の担い手の育成を図ることはもとより、農業者・農業者団体の主体的な取り組みを促しながら、広域化による規模拡大や、高収益作物の導入について支援を行い、引き続き農地を確保し、その有効利用を図る。

今日までに公共投資が行われている果樹等の生産地域(オ)については、専業農家が多く、生産額も高いことから本地域の農業の特長をなすものである。引き続き後継者の育成等を支援し、農地として継続的に利用を図っていく。また、生産高の確保・拡大にあたっては、新規就農者の参入が必要であることから、新規就農希望者・定年帰農者等への斡旋等の支援を行い農地流動化を促進してゆく。

その他の条件の農地については、良質米・高付加価値米の生産、機能性農産物の導入や産直市を活用するなど少量でも収益性のある品目の生産に利用する。また、要活用農地については諸条件が劣る地域であっても出雲市地域主体型生産調整推進事業を活用した農地保全や、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度の活用により、地域全体で農用地として利用を図っていくものとする。

なお、近年における農地から他用途への利用状況から、今後 10 年間程度は、引き続き年平均 10ha 程度の面積が他用途へ利用されていくものと推計される。

単位：ha

	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林・原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	将来
出雲市	8,617 (7,770)	8,517 (7,710)	△100 (△60)	73	73	0	0	0	0	52	62	10	8,742	8,652	△90	0

(注) () 内は農用地区域内の農地のうち、耕地及び作付面積統計において定義する「耕地」の面積である。

イ. 用途区分の構想

本地域は広範囲に及んでおり、平坦地は主として水田地帯であり、丘陵地は畑又は樹園地である。

本地域の現況水田については、そのほとんどが補助事業による基盤整備事業が行われていることから、需要に即した売れる米づくりを行うと共に、排水改良等により高収益作物の導入を促進し、農家所得の向上を図り多面的な利用をすすめる。また、国営緊急農地再編整備事業を実施する宍道湖西岸地区の灘分・国富・中村地区では、今後高収益作物として小豆、ブロッコリーを栽培するとともに、一部のほ場で施設園芸作物として青ネギの作付拡大に取り組む計画である。

本地域の東部に位置する平田地域の丘陵地帯は、柿及びその他果樹の生産団地が整備されていることから、樹園地として用途指定する。また、唐川地区のお茶の生産地についても、樹園地として用途指定する。

本地域の北西部に位置する大社及び出雲地域の丘陵地帯は、ぶどうの生産団地が整備されていることから、樹園地として用途指定する。また、この地域においてぶどう栽培地と切花等の園芸作物、及びその他畑作物が混在する地域は畑の用途指定を行い、利用を促進する。

本地域の西部に位置する湖陵地域の丘陵地帯については、甘藷の生産地であることから、畑として利用を図る。また多伎地域の丘陵地帯については、いちじくの生産地であることから、樹園地としての利用を図る。

本地域の南部に位置する佐田地域については、気候・土壌条件を活かしたおいしい米づくりや機能性農産物の栽培に取組み、農用地の利用と、荒廃農地の縮減に努める。

ウ. 特別な用途区分の構想

構想なし。

2 農用地利用計画

別記 1 のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本地域のうち平坦地については、国営農業用水再編対策事業、県営土地改良事業、団体営土地改良事業、市単独事業により土地基盤整備はほぼ完了している。しかし、斐川地域など大区画化が完了しているほ場もあるが、依然として一区画当たりの面積が小さく機械の作業効率が悪いほ場も多いことから、大区画ほ場の再整備と機械の大型化にあわせた農道の拡幅・舗装の実施、あるいは老朽化した用排水施設の改修を行い、高収益作物や多品目生産に対応できるように、土地基盤の整備を行う。

中山間地帯においては、県営ほ場整備事業等により土地基盤の整備がほぼ完了しているが、その他の未整備農地に対して小規模の土地改良事業を導入し、引き続き生産性の改善を図るものとする。また、谷間に点在する棚田や山寄りの急峻な畑地は耕作放棄地が多く荒地となっているため、こうした土地の利活用のため機能性農産物や果樹の生産振興を図る。

以上の方針に基づき、次のように整備・開発を図る。

①宍道湖西岸地区

平成30年度から令和11年（予定）にかけて国営緊急農地再編整備事業を実施し、10～30aの小区画のほ場の大区画化により、農作業の効率化を図ると共に、担い手への農地利用集積を促進する。併せて排水改良により、水田の汎用化と農地の冠水被害を防止し、ブロッコリー、小豆等の作付面積を拡大するとともに、農業生産額の増加を図る。

②国道431号の南（鳶巣、川跡、高浜、高松地区の一部）

この地域の田は戦後から昭和30年代にかけて土地改良事業を実施しているものの、大部分が10～20aの小区画であり大型機械を効率よく稼働させることができないため、今後は30～100aの大区画ほ場の再整備と農道の新設や拡幅などを行う。また、排水不良な土地が多く水田転作の妨げとなっているので、こうした地域では排水路の整備・改修を行う。

③長浜園地区

長浜園地区においては令和3年度から令和8年度（予定）にかけて県営農地中間管理機構関連農地整備事業を実施し、50a～70a程度のほ場への区画整理、並びに耕作道路や用排水路の整備を行い、区域内の全てのほ場について農地中間管理事業により利用権を20年間設定し、効率的安定的な経営を営む営農組合に農用地利用の集積を図る。

④浜山公園付近から西方の日本海にかけた地域及び湖陵地域の丘陵地帯

この地域の農地は砂質土壌であるため、すでにかん水施設が整備されている畑も多いが、老朽化のため施設機能に支障が生じている箇所もあり、整備・更新を図る。

⑤神戸川以南の平坦部（神西・神門・古志地区）

本地区では、昭和 40 年代を中心に水田の基盤整備が進められ、ひとつおりの完成をみたが、昭和 50 年代後半から再び大区画のほ場整備に取り組んでいる。他地区に比べ乾田率は高く水田転作が容易なことから、花きや果樹、野菜など水稲以外の作物の生産が盛んで、今後、大区画のほ場整備を一層すすめることにより農作物の生産振興を図る。

⑥本地域の南部区域（稗原・朝山・乙立地区・佐田地域及び湖陵町畑村地区以南）

本地区は、上津・稗原地区のほ場整備が完了した地域及び、朝山・乙立地区・及び佐田地域の中山間総合整備事業等によりほ場整備を実施した地域を除けば、ほ場条件が悪く生産性も低い。今後は未整備農地に対し小規模の土地改良事業を積極的に導入するとともに、多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度の活用を行い条件不利地の解消に努めるものとする。

⑦斐伊川右岸地区（斐川地域）

本地区は、昭和 52 年度から県営ほ場整備事業による再ほ場整備を実施し、工事は平成 19 年に完了している。しかし、再ほ場整備開始から 40 年以上が経過するため、その間に宍道湖岸部では、地盤沈下が進行し、東部地域や新川以南地域を中心に農業基盤の老朽化が進んでいる。今後は、大区画ほ場による効率的で先進的な農業を実現するため、地盤沈下が進行している東部地域において再ほ場整備に向けた調査を開始するとともに、既存施設の計画的、効率的な補修・補強等による機能保全を進めていく。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考 予定工期
		受益地区	受益面積		
農地中間管理機構関連農地整備事業（島根県）	区画整理 62ha 暗渠排水 62ha	長浜園地区	62ha	A168	R3～R8
国営緊急農地再編事業（国）	区画整理 448ha 用排水路 456ha 排水機場 3 ヲ所 排水路 12.5Km	宍道湖西岸地区	456ha	A214	H30～R11
農業水路等長寿命化・防災減災事業（島根県）	排水路 3,214m	山王地区	67ha	C206	H23～R2
水利施設等保全高度化事業（島根県）	排水機場 1 箇所	中の島新田地区	179ha	C207	R2～R5
水利施設等保全高度化事業（島根県）	揚水機場 1 箇所	島村地区	74.3ha	C208	R1～R4
水利施設等保全高度化事業（島根県）	排水機場 1 箇所	湖岸北地区	599ha	C717	R2～R5
水利施設等保全高度化事業（島根県）	揚水機場 1 箇所	土手町地区	78ha	C718	R3～R6
水利施設等保全高度化事業（島根県）	排水機場 1 箇所	新中央地区	490ha	C719	R3～R6

「H31 農業農村整備事業管理計画」から抜粋

3 森林の整備その他林業振興との関連

農山村地域においては農業と併せ林業を営む経営体が多く、農業構造の改善を積極的に推進するには、農業経営と密接に関連する林業経営の改善が有効かつ適切であることから、農業経営基盤の整備と併せて、林業経営基盤を一体的に整備することが重要である。そこで、森林の生産力を高め、林業経営の合理化を図るための基盤整備事業として林道の開設・改良・舗装あるいは作業路の開設整備等を実施することによって、林道網の改善整備を積極的に進めてきた。

今後も、出雲市森林整備計画（H31.4.1 変更）の作業路網等の整備の方向により、農業生産基盤との相互補完をはかり、農林業の振興を図るものとする。

4 他事業との関連

◆ 道路網の整備：山陰道の整備、地域高規格道路の整備

山陰道については、平成30年度に多伎IC～大田朝山ICが開通した。現在、出雲IC以西の湖陵多伎道路の事業が行われている。

また、地域高規格道路「境港出雲道路」については、一般国道431号東林木バイパスの工事が行われている。

出雲市は、松江市とともに、産業経済、文化、観光の中心地であるため、交通量が多く、結果、慢性的な交通渋滞が発生している。そのため、人・物・情報等について、交流を促進させるための、広域交通網の軸となる山陰道をはじめとする高速道路ネットワーク、宍道湖・中海都市圏域の道路ネットワークの構築が急務である。

こうした道路網の整備は、市街地、山間地のみならず、農村地帯でも行われるが、農産物の流通や消費者の移動を容易にすることから、農林業の発展に寄与できる側面もあり、決定にあたっては関係機関と調整し、実施するものとする。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

全国的に遊休農地が増加するなか、本地域においても耕作放棄や管理不十分の農地が増えつつある。

農地の保全等が特に困難になってきている中山間地域については、農業生産条件の不利を直接補助する中山間地域等直接支払制度の活用を図るとともに、集落ごとに集落協定の締結、集落マスタープランの作成を促し、集落営農の推進、担い手の定着、生活環境の整備を進め、遊休農地の発生防止に努めるものとする。これらの取り組みによっても、なお担い手の確保が見込めず、遊休農地等の解消及び発生防止が困難な地域においては、多様な担い手の確保などあらゆる方策を検討し、農地の有効活用を図る。

また、中山間地域には、地すべり地帯が広く分布し、引き続き地すべり対策を中心に農用地等の保全

を図る。

本地域の北東部と南部には農業用ため池が多く近年課題にもなっていることから、適切な事業実施によって保全と、用途廃止に努めるものとする。

全市域において農業委員会が遊休農地の把握・解消のために実施している農地パトロールと連携することによって、農業者の農地保全意識の向上に努める。

さらに、令和元年から第2期対策として始まった多面的機能支払制度や、令和2年度から第5期対策として始まった中山間地域直接支払制度に継続して取り組み、本地域内の農地・農業用水等の資源や農村環境の保全と質的向上を図るものとする。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考 予定工期
		受益地区	受益面積		
ため池整備（島根県）	堤体工	新池地区	3ha	B502	R2 ~R4
ため池整備（島根県）	堤体工	鳴滝地区	30ha	B706	R4 ~R7

「H31 農業農村整備事業管理計画」から抜粋

3 農用地等の保全のための活動

耕作放棄や管理不十分による農用地等の機能低下を防止するため、地図情報システムを活用し農地等情報の効率的な管理を行い、関係機関及び農業団体による情報の共有化を図ることで、集落営農組織の強化や認定農業者へ農地集積を図る。

また、集落・地域に情報提供を行い、地域農業のあり方について話し合いを通して、集落・地域で実効性のある「人・農地プラン」を作成し、それに基づき耕作放棄地の発生の防止に努める。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

本地域の農業用水は後背地の森林を源流としているが、十分な水量が確保できない時期も多く、水稲作の用水時期に番水を実施するなど水利権の調整を行ってきた。この状況を改善するために、「流域」を基本的な単位として、地域の特性に応じて水源かん養機能の充実に努める。

また、土砂の流出、土砂崩壊の防備、その他災害の防備のため、山地災害防止・土壌保全機能についても維持増進を図っていく。

なお、出雲市森林整備計画（H31.4.1 変更）においては、森林の有する機能別にその役割と望ましい姿が示されており、水源かん養機能維持増進森林、山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林の区域設定の基本と標準的な施業方法を定めている。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市農業は、県内最大の穀倉地帯である出雲平野の水田経営を中心に、海岸部の砂丘地帯、南部の中山間地域などで、それぞれの気候や地形・土壌等に応じた多様な農業が営まれており、農業産出額は県内農業産出額の1/4近くを占めている。

一方、農業・農村を取り巻く情勢は、農業従事者の高齢化の進行や担い手不足、それに伴う生産力低下や遊休農地の増加等様々な問題に直面している。

また近年、農業産出額は横ばい傾向にあるが農業は本市の重要な基幹産業であり、国土保全や集落の維持を図るうえでも重要な役割を果たしており、農業経営の基盤強化を喫緊の課題として取り組む必要に迫られている。

このような状況の中、地域農業の現状及びその見通しのもとに、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、今後10年間の農業経営の発展を図るべく目標を明らかにし、意欲と能力のある効率的かつ安定的な個別農業経営及び集落営農を育成するため各種施策を集中的かつ重点的に実施する。

また、環境にやさしい農業や食の安全・安心が求められる状況の中、「美味しまねゴールド」を核にGAP認証の取得や有機JAS認証の取得の推進を促してゆくものとする。

そのうえで、これらの農業経営が本市における農業生産の相当部分を担う農業生産構造を確立していくことを目指す。

①効率的かつ安定的な農業経営の指標

具体的な効率的・安定的な農業経営の指標は、市内における認定農業者の経営事例等を踏まえ、他産業従事者と均衡する年間労働時間で地域その他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得とし、次に掲げるとおりとする。

年間所得	概ね400万円 (主たる農業従事者1人当たりの所得)
年間労働時間	概ね2,000時間 (主たる農業従事者1人当たりの労働時間)

②効率的かつ安定的な農業経営の基本指標

具体的な営農類型等の農業経営の基本指標については、別記2のとおりとし、社会情勢の変化等に適応したものとするため、必要に応じて適宜見直すものとする。

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用を図るため、農業委員会、農地中間管理機構、農業

協同組合等との連携により農地情報を共有し、また、地域ごとの「実質化された人・農地プラン」の策定・推進により地域全体での計画的な農地集積を行い、認定農業者や集落営農組織等地域を中心となる担い手への農地集積を一層促進し、効率的な農用地の利用に務める。

一方で担い手育成にあたっては、多角化・高度化・複合化に向けた取り組みや6次産業化等を支援し、農用地の総合的な利用を図り、経営基盤の強化につなげる。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

本地域において効率的かつ総合的な農地利用を図っていくなか、次のように方策をとる。

(1) 農業担い手の育成対策

地域農業再生協議会を中心に、関係機関・団体とも連携し、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、既存農業者の経営規模拡大や経営の合理化を進めるとともに、新たな担い手の掘り起こしやステップアップを図る。

認定農業者を効率的かつ安定的な農業経営の育成施策の中心に位置づけ、経営改善計画の達成に向けて、農地利用集積の促進、経営診断や研修会等のフォローアップを行う。農業経営改善計画の期間を了する者に対しては、経営状況の分析や経営改善に向けた意向調査等を実施し、再認定への積極的な誘導を行い、更なる経営改善や法人化等のステップアップを目指す。

また、新規学卒者をはじめ、他産業の中途退職者などの自営・雇用の形態による新規就農を希望する者や、意欲と能力の高い人材を幅広い分野から求め、多様な担い手の育成を図る。

(2) 農用地の流動化対策

農業経営基盤強化事業として、次に掲げる事業を行う。

- ①利用権設定等促進事業
- ②農地中間管理事業
- ③委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業について、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合等との連携を図りながら、円滑かつ効率的に実施し、農用地の利用集積を促進する。

(3) 集落営農組織の育成

主に土地利用型農業の規模拡大等による経営の合理化や中山間地を中心とした担い手不在地域の解消を図るため、地域及び営農の実態等に応じた集落営農組織を育成するとともに、広域化を含めた経営の効率化を図り、経営体としての体制が整ったものについては法人化への誘導を図る。

(4) 生産振興による規模拡大

市独自の出雲農業未来の懸け橋事業及び新出雲農業チャレンジ事業や国・県の補助事業等も活用

し、水稲はもとより特産、畜産等の振興をさらに積極的に進める。また、それらの複合経営等も推進し、規模拡大に努める。

(5) 地力の維持増進対策

近年の消費者の「安全・安心」な農産物に対する意識の高まりや環境配慮の観点などから、安全性の高い高品質の農産物を生産するため、環境保全型農業直接支払制度による環境に配慮した農業として有機農業・減農薬等の取組を推進するとともに、有機堆肥による地力の維持・増進を図る。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本地域では、中山間に生産基盤がある者が林業と複合経営を行う事例や、しいたけ等の特用林産物を生産する農業者がいること等、森林と農業の関わりが深い。よって、林業振興と調和を図り、安定した農業経営を目指すものとする。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

農業従事者者の高齢化や後継者不在による労力不足は、本市農業の大きな課題である。その解決を図るため、省力化・効率化・共同利用に資する施設・設備の整備を推進する。

水田農業においては、農業法人、集落営農組織、認定農業者等の担い手に対し、大型機械の導入を進める。

園芸作物（野菜、果樹、花卉）においては、リースハウスや共同利用ハウス、省エネ型加温施設、灌水設備等の生産施設の整備、集出荷施設等の共同調製施設の整備、及びぶどうの加温栽培においてスマート農業を普及し、持続的な発展を図る。

畜産においては、耕種農家と連携し、粗飼料確保、堆肥の活用、放牧地の開発といった取組みを進める。

また農業の6次産業化に資する加工施設、販売施設等の整備を図る。

2 農業近代化施設整備計画

宍道湖西岸地区において「青ネギ団地」のリースハウスを整備し、新規就農者の育成を図る。また、玉ねぎの産地化を目指すため、玉ねぎ乾燥調製施設を整備する。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特記事項なし。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

農業を担うべき者の育成・確保のために、人材育成、支援活動等のソフト面での支援を中心に行っていく。

リースハウスの設置により、新規就農者の初期投資を軽減し、後継者育成及び技術の継承を図る。

また、国営緊急農地再編整備事業宍道湖西岸地区において、青ネギ団地を整備し、新規就農者を募集し育成を図る。

さらに、果樹、稲作栽培において、スマート農業を推進し、高齢化や生産者の減少等、産地を取り巻く諸課題の解決に取り組む。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

リースハウス（ぶどう・アスパラガス等）

青ネギ団地リースハウス（宍道湖西岸地区）

3 農業を担うべき者のための支援の活動

担い手の育成・確保を図るため、認定農業者の育成、農業経営の法人化・多角化等を推進するとともに、集落営農の組織化・法人化を積極的に推進する。

また、新規就農をめざす者にアグリビジネス・スクールを開設し、新規就農者の育成を図っていく。

さらに、「人・農地プラン」を推進し、効率的・安定的な農業経営をめざす認定農業者・農業法人や集落営農に対し農地の利用集積を促進し、出雲地域、平田地域、佐田地域、多伎地域、湖陵地域及び大社地域においては、これらの担い手が全農地の60%以上を耕作することを目標とする農業構造改革を推進する。斐川地域においては、担い手が全農地の80%以上を耕作することから経営体ごとの農用地の再集積を行い、農地中間管理事業による公益財団法人斐川町農業公社の調整機能を活用し、担い手の農地を再配分し効率的な農作業が出来るよう調整をおこなう。

一方で、地域の環境維持に貢献している家族農業・小農業にも支援の光を当てていく。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

特記事項なし。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市の地域経済における農業のウエイトは減少傾向にあり、総生産に占める農業の割合は、令和7年は0.1%程度と予想される。しかし、地域を持続的に維持発展させていくために認定農業者をはじめとする意欲ある農家・組織の経営規模の拡大によって生産性の高い農業を確立することが本市の重要課題であり、そのためには、農業者及び農家世帯員の安定雇用を図る必要がある。

本地域においては、高度経済成長による他産業の成長に伴う農業所得の不足を補う方策として、多くの農業者は通勤による兼業を志向した。これに対応するため、出雲市内最大の長浜工業団地の整備をはじめ、斐川地域では県内有数の企業を誘致し、雇用の機会を創出したことで、農業の機械化などに伴う余剰労働力を活用することで、農業と他産業のバランスある発展を目指し、地域活力の充実に努めてきた。

今後も、不安定な就業形態を解消し、安定的な就業機会を確保するため、斐川地区で新規の工業団地を計画するほか、新産業創出支援等、産業分野の発展に努める。

また、これにあわせ他産業へ就業し、規模縮小の意向を持つ農家の農用地の流動化を図り、営農組合・認定農業者への農用地の集積を積極的に推進する。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

ハード面では豊かな活力ある農村地域の振興を図るため、地域経済の活性化に積極的に取り組むものとし、農村地域への産業導入の促進等に関する法律に基づく地域の実態に即した企業の計画的誘致や、山村振興法に基づく山村振興対策の取り組み等による地域資源の活用により、観光政策等と組み合わせ、農業従事者の就業確保を図るものとする。

ソフト面では農業以外の就業に関して、農外就労を希望する農家世帯員や、非正規雇用等の不安定な兼業状態にある農業従事者に対して、農外就労の安定化を図るための相談指導、助言等の活動を適宜行う。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

本地域内の林業労働者は、林家の大部分が10ha未満の零細所有者であることなどから、林業のみで生計を維持することは困難である。したがって、林業と農業の複合経営によって、経営の健全化・安定化を目標とする。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

農業従事者の高齢化や後継者不在により、特に中山間等の耕作条件が不利な地域で、荒廃した農地が増加している。また、農家・非農家の混在が進むことによって、町内や地域で行っていた集落機能の維持が困難になっている地域もある。

従来から、農村地域の生活環境の向上を図るため、農業用道路、農業集落排水設備、集会施設、農村公園等の整備が進められてきた。このような事業は、農村生活者の福祉の向上と地域コミュニティの連携強化に効果を上げており、今後も必要な整備を進めていく。また、非農家を含む地域住民全体で行う生活環境向上の取組みを支援するため、多面的機能支払制度を積極的に活用するとともに、取組団体の拡大を支援していく。

2 生活環境施設整備計画

該当なし。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特記事項なし。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

国道、県道、市道を動脈とし、さらにこれらに連絡する既存農道の改良、新設等により計画的な農道の整備を図り農業生産の近代化、農業生産物の流通の合理化及び農村環境の改善を図る。

第9 付図

別 添

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図3号）
- 4 農業近代化施設（付図4号）

別記1 農用地利用計画

（1）農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

（2）用途区分

別記2 営農類型